

目的

今後発生が予想される大規模災害に備え、発災時の県、市町村、災害拠点病院及び関係機関等の体制や役割、基本的な保健医療福祉活動の手順などを定め、**県民の生命と健康を守るための保健医療福祉体制と活動内容を示すもの**

1. 計画の性格

「神奈川県地域防災計画」の医療救護に係る部分及び
「神奈川県保健医療計画」の災害時医療に係る部分の個別計画

2. 想定する災害

大規模災害のほか、局地災害、原子力災害、他の都道府県における大規模災害

3. 対象区域

県内全市町村（関係機関・団体含む）

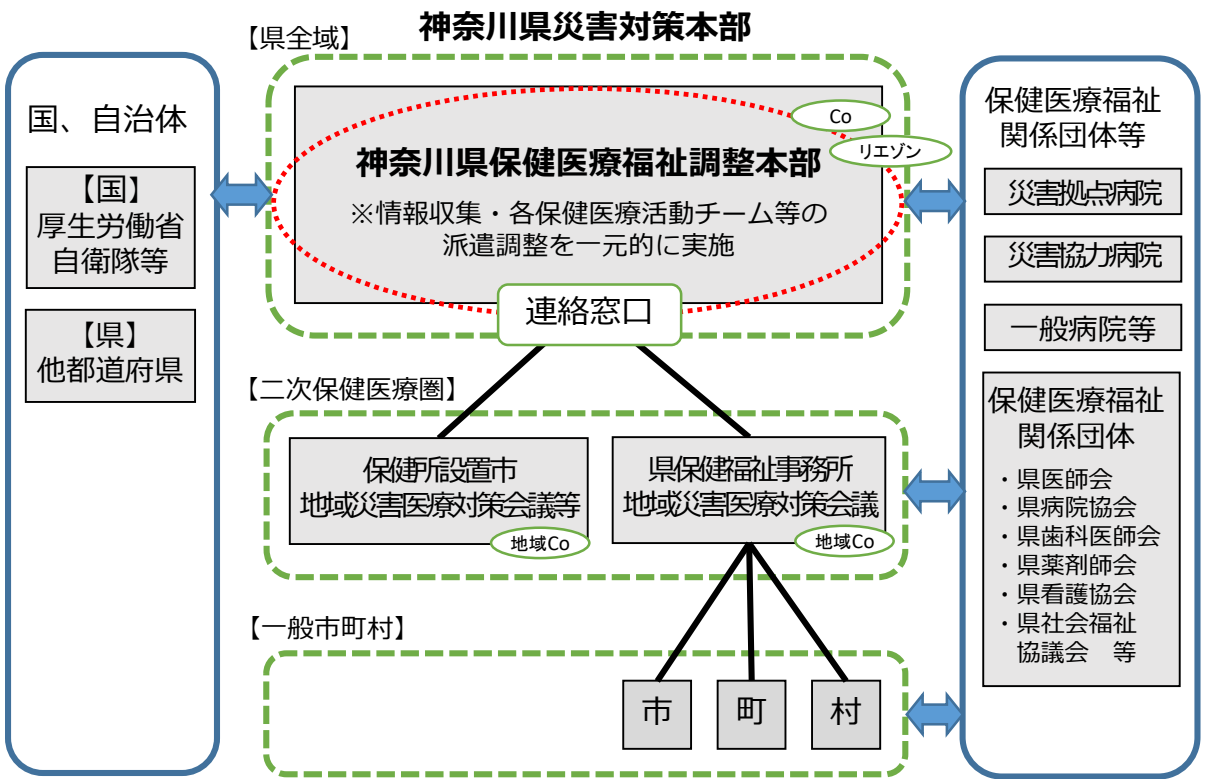
4. 計画期間

定め無し（状況に応じて適宜改定）

5. 策定・改定の主な経緯

- 平成 8 年 9 月（策定）平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災での医療救護上の教訓を踏まえ、「神奈川県医療救護計画」策定
- 平成 24 年 12 月（改定）平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の検証等を踏まえ、全面改定
- 平成 30 年 3 月（改定）平成 28 年 4 月に発生した熊本地震の検証等を踏まえ、改定。名称を「神奈川県保健医療救護計画」に変更
- 令和 7 年 3 月（改定）令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震の教訓などを踏まえ、全面改定。名称を「神奈川県災害時保健医療救護計画」に変更

6. 災害時の保健医療福祉総合調整体制



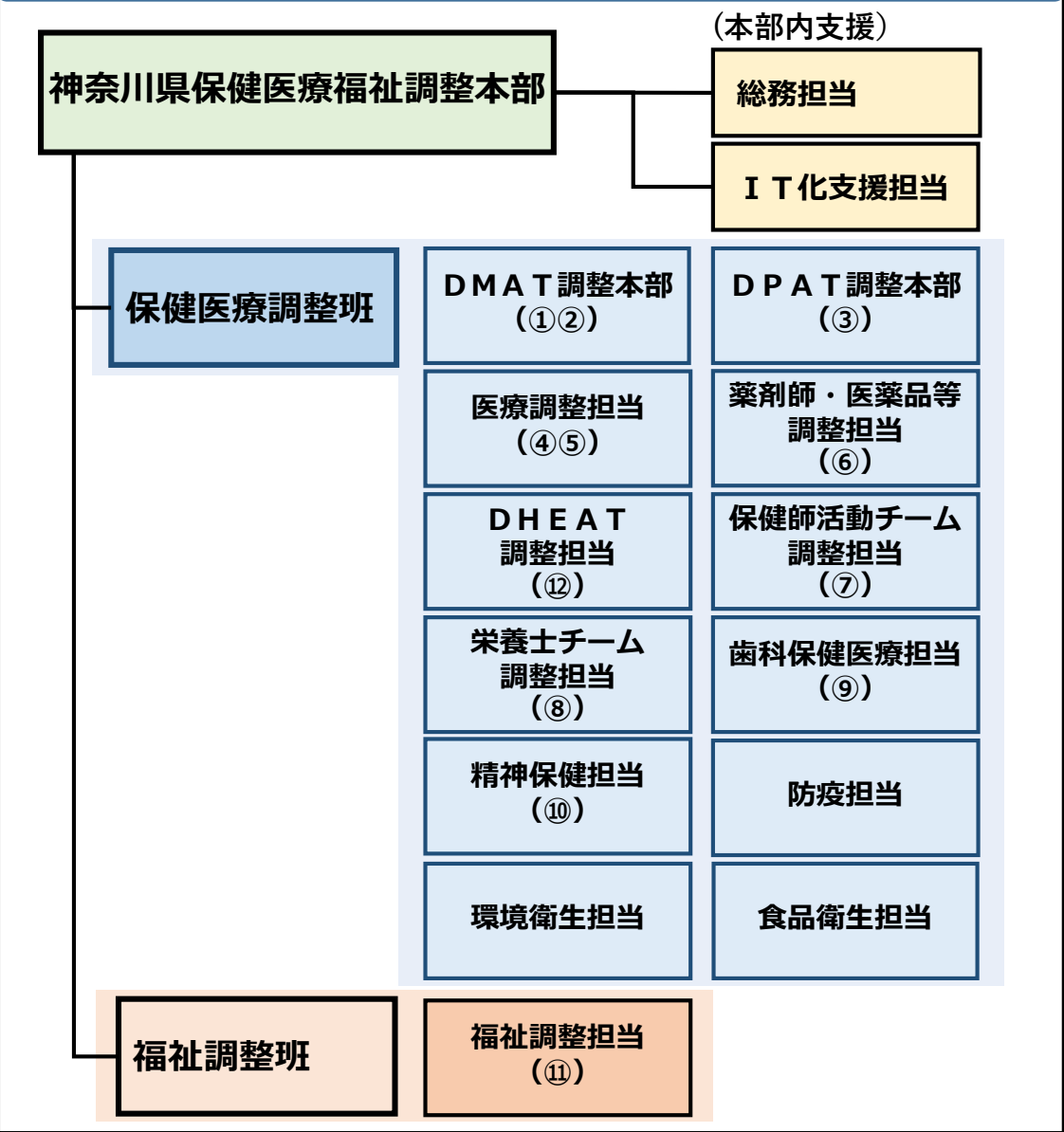
※ 1 「市、町、村」は、災害時において「市町村の災害対策本部（医療救護担当）」を表す。
※ 2 保健所設置市である横浜市・川崎市・相模原市・藤沢市・茅ヶ崎市（寒川町域含む）は、市単位で県保健医療福祉調整本部と連携した医療救護活動を行う。
※ 3 保健所設置市のうち、横須賀市は、この図では一般市町村の市として扱う。
※ 4 保健衛生活動は、平時の保健所活動と同じ体制で行う。

Co : 災害医療コーディネーター
地域Co : 地域災害医療コーディネーター
リエゾン : 災害時小規模調整リエゾン

7. 災害発生時における主な主体別の役割

県全域	県保健医療福祉調整本部	県内の保健医療福祉活動（医療・保健衛生・福祉）に関する総合調整 県災害医療コーディネーター：保健医療活動全般に関して必要な助言等 災害時小児周産期リエゾン：災害医療コーディネーターのサポートとして小児周産期分野の助言・調整等
二次保健医療圏	県保健福祉事務所・保健所設置市	地域の拠点として、本部と連携して管内の保健医療福祉活動の総合調整 地域災害医療対策会議等（原則二次保健医療圏ごとに設置され、その地域における保健医療福祉活動の本部機能を担う）等の設置 （※保健所設置市は、救護所及び避難所の設置運営／救護班の編成・派遣／医薬品等の確保 等も含む） 地域災害医療コーディネーター：管内の保健医療福祉活動全般に関して必要な助言等
市町村	一般市町村	救護所及び避難所の設置運営／救護班の編成・派遣／医薬品等の確保 等
関係機関・団体等	災害拠点病院	災害時の医療救護活動の中心として重症者の救命医療、被災地からの重症者の受入れ DMAT活動拠点本部としてDMATの受入れ・派遣
	災害協力病院	災害拠点病院に準じた医療救護活動、災害拠点病院のバックアップ
	保健医療福祉関係団体	協定等に基づき、保健医療福祉活動を実施

8. 保健医療福祉調整本部の体制



9. 調整対象となる保健医療活動チーム等

①DMAT	災害発生直後の急性期に活動を開始できる機動性を持ち、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム
②神奈川DMAT-L	神奈川県内における災害について、発生直後の急性期に活動を開始できる機動性を持ち、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム
③DPAT	災害時に精神科医療及び精神保健活動の支援を行う、専門的な精神医療チーム
④医療救護班	急性期以降の医療救護活動を行う、医療機関等のスタッフで構成されるチーム
⑤災害支援ナース	被災地の地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員への各種支援活動を行う看護職員
⑥薬剤師チーム	救護所・避難所等における調剤及び服薬支援・指導や、医薬品等の管理及び確保支援を行うチーム
⑦保健師活動チーム・保健師等派遣チーム	避難所等における健康相談や感染症予防対策等の健康支援活動を行う保健師のチーム
⑧栄養士チーム	避難所等における栄養相談や食事に配慮の必要な被災者に対する配食支援、特定給食施設等の状況把握と支援を行う栄養士のチーム
⑨歯科医療救護班	避難所等における歯科医療活動・口腔ケア活動を行う歯科医師等のチーム
⑩こころのケアチーム	被災者・支援者に対してこころのケア・精神的支援を行うチーム
⑪DWAT	一般避難所等に避難する災害時要配慮者への福祉支援を行う福祉専門職で構成されるチーム
⑫DHEAT	被災地域の保健医療行政の指揮調整機能の後方支援を行うチーム

※各本部・担当内の丸囲みの数字は9の調整対象となるチーム等

10. 二次保健医療圏（地域災害医療対策会議等）

会議名	所管市町村	事務局
横浜市災害医療連絡会議	横浜市	横浜市
川崎市災害医療対策会議	川崎市	川崎市
相模原市災害医療対策会議	相模原市	相模原市
藤沢市地域災害医療対策会議	藤沢市	藤沢市
茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議	茅ヶ崎市、寒川町	茅ヶ崎市
横須賀・三浦地域災害医療対策会議	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	鎌倉保健福祉事務所
湘南西部地域災害医療対策会議	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町	平塚保健福祉事務所
県央地域災害医療対策会議	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	厚木保健福祉事務所
県西地域災害医療対策会議	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	小田原保健福祉事務所



※各会議名等はR 7.3時点

計画の構成

はじめに

- 1 目的
- 2 基本的な考え方
- 3 本計画が想定する災害

第1章 県内の大規模災害における対応

第1節 役割と体制

- 1 県
- 2 市町村
- 3 医療機関等

第2節 保健医療福祉活動

- 1 情報の収集と伝達
- 2 保健医療活動チームの活動（現場支援）
- 3 災害派遣福祉チームの活動（現場支援）
- 4 本部支援チームの活動
- 5 傷病者の搬送
- 6 医薬品等・血液製剤の確保
- 7 保健対策
- 8 生活衛生対策
- 9 防疫対策
- 10 要配慮者支援

第3節 災害フェーズと主な対応

- 1 フェーズ1：発災直後（発災直後～およそ1日後）
- 2 フェーズ2：超急性期（およそ発災1日後～3日後）
- 3 フェーズ3：急性期（およそ発災3日後～1週間後）
- 4 フェーズ4：亜急性期（およそ発災1週間後～1か月後）
- 5 フェーズ5：慢性期（およそ発災1か月後～）

第2章 県内の局地災害等における対応

- 1 局地災害
- 2 原子力災害

第3章 他の都道府県における大規模災害への対応

- 1 県の役割
- 2 災害拠点病院・関係機関等の役割

第4章 平時の対応

- 1 県
- 2 市町村
- 3 医療機関
- 4 災害拠点病院
- 5 災害協力病院
- 6 災害拠点精神科病院

資料編

用語解説

厚生労働省関係通知

本県で想定される主な大規模地震の被害想定一覧